

# DPC 制度(DPC/PDPS※)の概要と基本的な考え方

## 1. DPC 制度(DPC/PDPS)の概要

### (1) これまでの経緯

DPC 制度 (DPC/PDPS) は、閣議決定に基づき平成 15 年に導入された、急性期入院医療を対象とした診療報酬の包括評価制度である。

- DPC/PDPS の導入に先立って、平成 10 年 11 月から国立病院等 10 病院における 1 入院当たりの急性期入院医療包括払い制度の試行が実施された (平成 16 年 3 月まで)。
- 試行開始後の検討で、同じ疾患であっても患者によって入院期間のばらつきが大きく、1 入院当たりの包括評価制度と比較して 1 日当たりの包括評価制度の方が、在院日数がばらついていても包括範囲点数と実際に治療にかかった点数との差が小さいことや、1 日単価を下げるインセンティブが存在すること等が示された。(別紙 1)
- これらを踏まえ、平成 15 年度から、特定機能病院を対象に、定額算定方式として在院日数に応じた 1 日あたり定額報酬を算定する、という現行の DPC/PDPS が導入された。(別紙 2)
- 以降、DPC/PDPS の対象病院は段階的に拡大され、平成 22 年 7 月 1 日現在で 1,391 病院となり、全一般病床 (約 91 万床) の約 50.4% (約 46 万床) を占めるに至っている。(別紙 3)

(参考) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 2 条第 2 項の規定に基づく基本方針 (平成 15 年 3 月 28 日閣議決定) より抜粋

急性期入院医療については、平成 15 年度より特定機能病院について包括評価を実施する。また、その影響を検証しつつ、出来高払いとの適切な組合せの下に、疾病の特性及び重症度を反映した包括評価の実施に向けて検討を進める。

※ 「DPC」という呼称については、①診断群分類に基づく 1 日あたり定額報酬算定制度を意味する場合と、②患者分類としての診断群分類を意味する場合とが混在し、両者の使い分けを明確にするべきという指摘があった。

本来 DPC (Diagnosis Procedure Combination) は②の意味で作られた略称であり、支払制度の意味は含まれない。このため、支払制度としての DPC 制度の略称については DPC/PDPS (Diagnosis Procedure Combination / Per-Diem Payment System) とすることで平成 22 年 12 月 16 日の DPC 評価分科会において整理された。

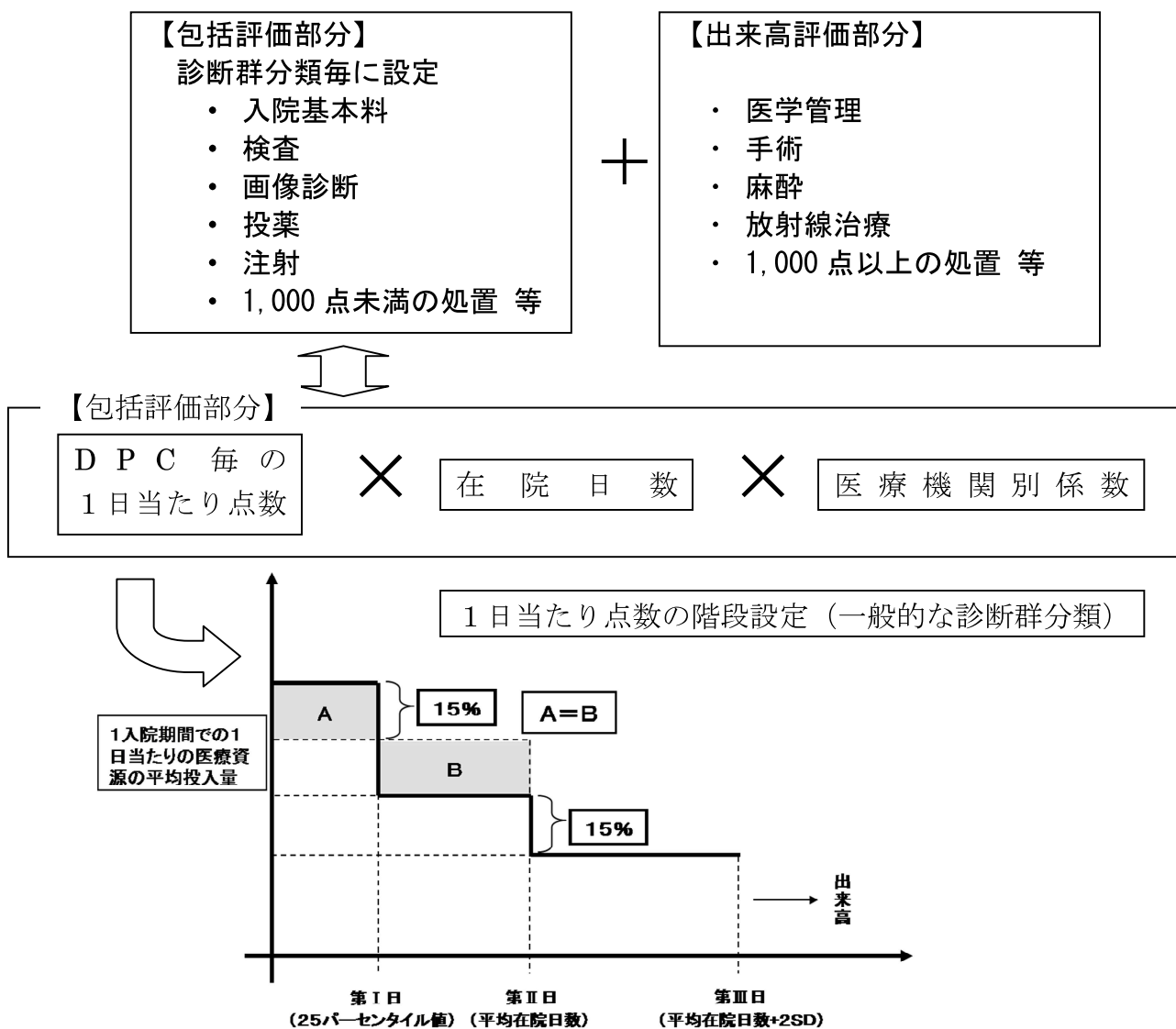
## (2) DPC 包括評価の概要

### ① DPC（診断群分類）の導入

入院期間中に医療資源を最も投入した「傷病名」と、入院期間中に提供される手術、処置、化学療法などの「診療行為」の組み合わせにより分類された患者群である。現在 2,658 の診断群分類が設定されており、このうち、1,875 分類について、均質性が担保されていると考えられたことから、1 日当たりの包括点数が設定されている。

### ② 包括点数の設定方法

診療報酬の額は、DPC（診断群分類）毎に設定される包括評価部分と出来高評価部分の合計額となる。包括評価部分は、1 日当たり点数（3 段階の階段設定）に在院日数と医療機関ごとに設定された係数（医療機関別係数）を乗じて算出される。



## 2. DPC 制度(DPC/PDPS)の基本的な考え方

### (1) 包括評価に係る前提条件

#### (包括評価の基本原則)

適切な包括評価とするため、評価の対象は、バラつきが比較的少なく、臨床的にも同質性（類似性・代替性）のある診療行為又は患者群とする。

#### 前提① 平均的な医療資源投入量を包括的に評価した定額報酬（点数）を設定

- 診療報酬の包括評価は、平均的な医療資源投入量に見合う報酬を支払うものであることから、包括評価の対象に該当する症例・包括項目（包括範囲）全体として見たときに適切な診療報酬が確保されるような設計とする。
- 逆に、個別症例に着目した場合、要した医療資源と比べて高額となる場合と低額となる場合が存在するが、個別的には許容する必要がある（出来高算定ではない）。
- 一方、現実の医療の中では、一定の頻度で必ず例外的な症例が存在し、報酬の均質性を担保できない場合があることから、そのような事例については、アウトライヤー（外れ値）処理として除外等の対応を行う（後述）。

#### 前提② 包括評価（定額点数）の水準は出来高報酬制度における点数算定データに基づいて算出

- 制度設計に際し、包括評価（定額点数）のあり方や具体的な手法については様々な議論や検討がなされたが、
  1. 既存の出来高診療報酬体系で評価されていた医療機関の報酬体系の移行として DPC/PDPS を発足させたこと、
  2. 既存の診療報酬体系と独立したコスト調査等の結果に基づく包括点数設定は現実的に困難なこと（データや評価体制が不十分）、等から、包括評価（定額点数）の範囲に相当する出来高点数体系での評価（点数）を準用した統計処理により設定する方式を採用している。

(※ 包括評価の設定は医療資源投入量を評価して設定すべき、という考え方から逆に見れば、出来高報酬制度における点数を医療資源投入量の近似値として使用（準用）している、と見ることもできるが、制度設計としては、出来高見合いの報酬（点数）設定が基本となっている。)

- このことから、包括評価（定額点数）の水準の是非についての議論は、DPC/PDPS 単独の評価体系を除き、その評価の基礎となる出来高点数体系での評価水準の是非に遡って検討する必要がある。

## (2) 包括評価の実際

### ① 包括評価の対象患者

- 急性期入院医療の定額払い方式の試行において採用された包括範囲を基本としつつ、一部修正をして DPC/PDPS として導入している。

#### イ 対象病棟

一般病棟入院患者

#### ロ DPC（診断群分類）の設定

- 医療資源を最も投入した「傷病名」
- 入院期間中に提供される手術、処置、化学療法等の「診療行為」
- 併存症の有無を表す「副傷病」等

により臨床的にも同質性（類似性・代替性）のある患者群を臨床家の思考方法に近い形で分類し、DPC ごとに定額点数を設定する。

臨床的な観点から一つの DPC としての診療行為の評価が不適切な場合（代替性がない場合）、当該 DPC を包括評価から除外又は分岐により細分化することにより対応する。

#### ハ 包括評価からの除外（別紙4）

##### (ア) 急性期以外の患者に係る特定入院料を算定する患者

- 緩和ケア病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料等の急性期以外の患者に係る特定入院料（基本全包括）の算定対象となる患者
- 医師数が医療法標準の 100 分の 70 以下の病院に入院する患者

##### (イ) データ上均質性の担保できない患者群（一部再掲）

- 報酬設定の根拠となるデータ（出来高点数の実績データ）から見て一つの DPC として均質性が確保できていない（件数不足又はデータ変動大きい）患者群
- 特定の手術・処置（原則直近の診療報酬改定に新しく保険導入されたもの）を算定した患者
- 新規の高額薬剤（当該薬剤を使用した場合の標準的薬剤費が、分類されうる診断群分類における薬剤費の平均+1SDを超える薬剤）を使用した患者

(ウ) 例外的に高額な費用を要する特殊な患者等（急性期入院医療の定額払い方式の試行において採用された対象を一部修正）

- 24時間以内の死亡患者（新生児は生後1週間以内）
- 臓器移植患者
- 治験対象患者
- 先進医療対象患者

② 包括評価の対象とする診療報酬項目（包括範囲）

- 包括評価の対象として設定されている出来高診療報酬項目は、入院基本料等、検査、画像診断、投薬、注射、リハビリテーション・精神科専門療法における薬剤料、処置（1,000点未満）、病理標本作製料等である。（別紙5）
- これらは、DPC/PDPSに先行して実施された国立病院等10病院における急性期入院医療の定額払い方式の試行において採用された包括範囲を修正したものであり、当時の検討を踏まえ、実施の有無によって報酬が大きく異なる手術料をはじめとする技術料的な色彩の強い診療報酬項目を除外するとともに、薬剤等のいわゆるモノ代や入院基本料等の施設管理運営の範疇に入るような項目を中心に評価する、という方向に沿って設定されたものであった。（別紙6）

【参考】

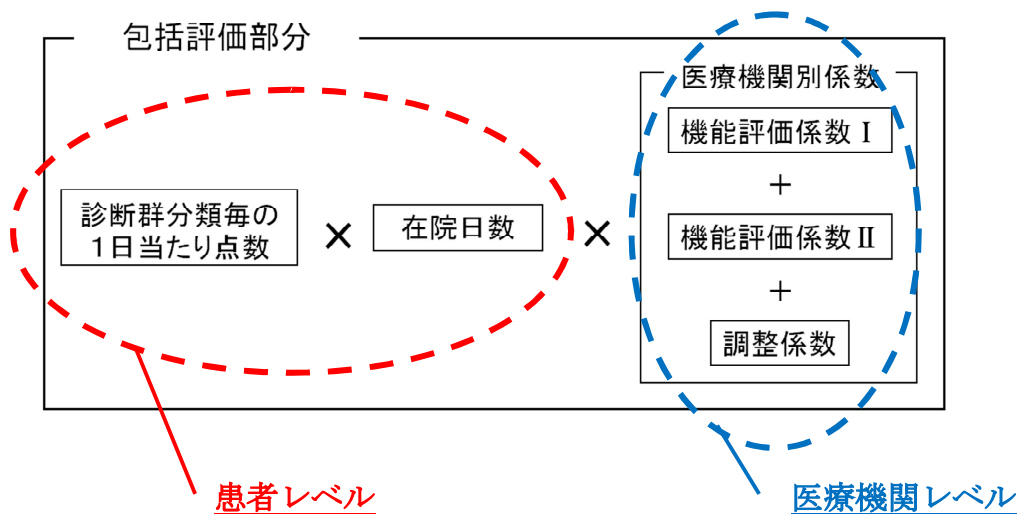
支払い方式	長所	短所
出来高払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 患者の状態に応じた医療サービスの提供が容易（過少診療の予防）</li> <li>○ 新しい医療を保険診療に取り入れることが容易</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過剰診療を誘発する恐れ</li> <li>○ 請求、審査支払い事務の複雑化</li> </ul>
包括払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過剰診療の防止</li> <li>○ 請求、審査支払い事務の簡素化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過少診療の恐れ</li> <li>○ 診療内容の不透明化</li> </ul>

### ③ 包括評価（1日あたり定額点数）の設定方式

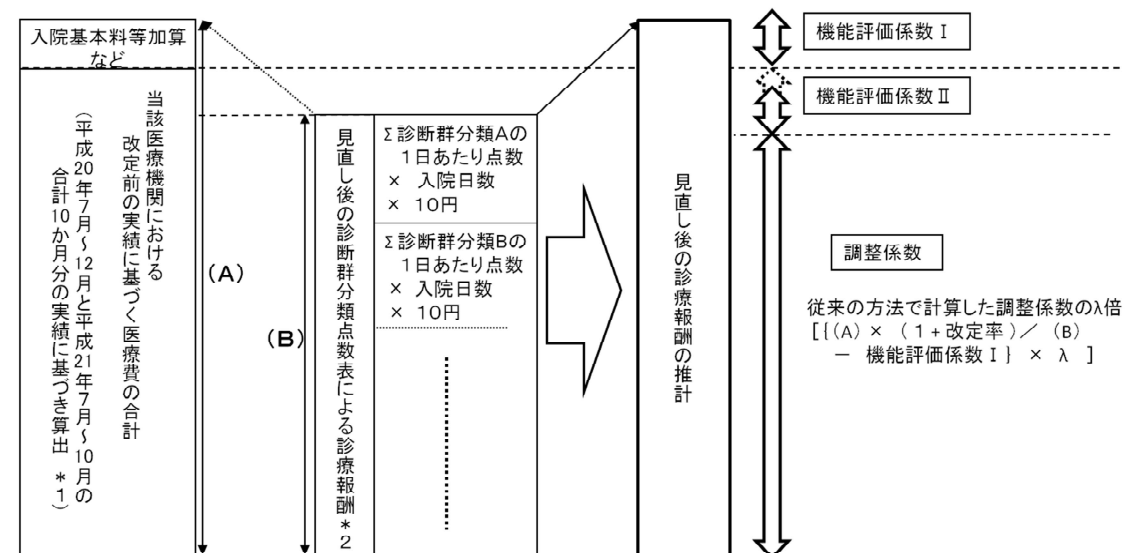
- 急性期入院医療における平均在院日数等の診療のバラツキの実態（制度導入当時）を踏まえ、診療の効率化推進と早期退院インセンティブの度合のバランスから、一件あたり定額ではなく、一日あたり定額を採用した。（再掲別紙1）
- 入院初期を重点評価するため、在院日数に応じた3段階の定額報酬を設定する方式となっている。（別紙7）
- また、例外的に在院日数が長期化する患者（アウトライヤー）については、平均在院日数+2SD（標準偏差）を超えた部分について、出来高診療報酬を算定することで対応している。

### ④ 医療機関別係数の設定方式

- DPC/PDPSの包括評価では、患者レベルの医療資源投入量の違いをDPC（診断群分類）及び在院日数の設定により対応し、医療機関レベルの違いは医療機関別係数により対応している。



- 医療機関レベルについて具体的には、それぞれの医療機関の設備・体制や診療機能等、医療機関固有の特性を反映させるような乗数を「医療機関係数」として設定しており、主として医療提供の構造的な因子(Structure)に着目して設定された「機能評価係数I」と、それ以外の要素を評価した「調整係数」により制度運用がスタートした。
- 制度導入後、「調整係数」の持つ経過措置的な役割について見直すこととされ、平成22年改定以降、「機能評価係数II」が導入されることとなった（経緯等後述）。



- \*1 平成22年度診療報酬改定における入院基本料や包括範囲の見直し等を反映したもの。
- \*2 当該医療機関における平成20年7月～12月と平成21年7月～10月の入院実績に基づき算出している。

## イ 機能評価係数 I

- 医療機関の人員配置や医療機関全体として有する機能等、医療機関単位での構造的因子(Structure)を係数として評価している。
- 出来高評価体系において当該医療機関の入院患者全員に対して算定される加算などがこれに該当し、診療録管理体制加算・医療安全対策加算等が評価対象として設定されている。(別紙8)

## ロ 調整係数と機能評価係数 II

### (ア) 調整係数の考え方

- 平成15年のDPC/PDPS導入に向けた検討時点で指摘された、特定機能病院における診療内容の実態(平均在院日数等のバラつきの存在)を踏まえ、制度導入時の激変緩和のための措置として、医療機関ごとの診療特性等の違いに対応する包括評価の補正のために、前年度の診療報酬算定実績を反映(補正)させる係数として導入された。

### (イ) 調整係数見直しに係る経緯

- 制度導入後の検討において、調整係数については平成22年診療報酬改定以降、段階的に新たな機能評価係数に置き換えを進めることとされ、平成22年改定において「機能評価係数 II」が導入された(検討経緯は別紙9)。

(ウ) 機能評価係数Ⅱの考え方

- 「調整係数」から「機能評価係数Ⅱ」への置換えに際して、「調整係数」が単なる診療報酬水準の補償だけではなく、重症患者への対応能力や高度医療の提供能力など、導入された包括算定方式では評価されない様々な診療コストのバラつきを補正する役割を担っていることが指摘された。
- このような観点から、診療報酬算定を最適化するための方策という技術的な視点に基づき、「調整係数」が果たしている役割と「機能評価係数Ⅱ」で対応すべき事項が検討され、急性期入院医療の評価であること、医療全体の質の向上が期待できること、社会的に求められる機能・役割を重視すること等、7つの「基本的考え方」がまとめられた（別紙10）。
- 「基本的考え方」に合致し、収集している DPC データで分析できる事項で既存の診療報酬体系における評価と重複しない項目等が繰り返し精査され、具体的な6項目が新たな機能評価係数として平成22年度改定において導入されている（別紙11）

ハ 調整係数の役割

(ア) 調整分（調整係数による補正）の由来

- 制度導入時の激変緩和のために設定された調整係数は、前年度の診療報酬算定実績を反映（補正）するというその定義から、各医療機関に対して、前年度の包括評価水準を維持する機能を担っている。
- このような調整係数の運用により得られる当該調整分の由来は各医療機関によって異なるが、基本的には以下の4つに大別されるものと考えられる。

a アウトライヤー対応分

DPC（診断群分類）毎の包括点数は、該当する過去の診療実績データ（包括範囲に対応する出来高点数）から外れ値（標準的な診療内容から逸脱した例外的な症例等；アウトライヤー）を除外した幾何平均に基づき設定されており、各 DPC に該当する全症例分の出来高報酬相当額の平均値とでは一定の乖離が生じる。

b 施設毎バラつき対応分

包括範囲に該当する診療内容は、個別の症例毎や医療機関毎に一定のバラつきがある。このため、全 DPC 対象病院の総平均と、医療機関毎の平均の間には一定の乖離が生じる。

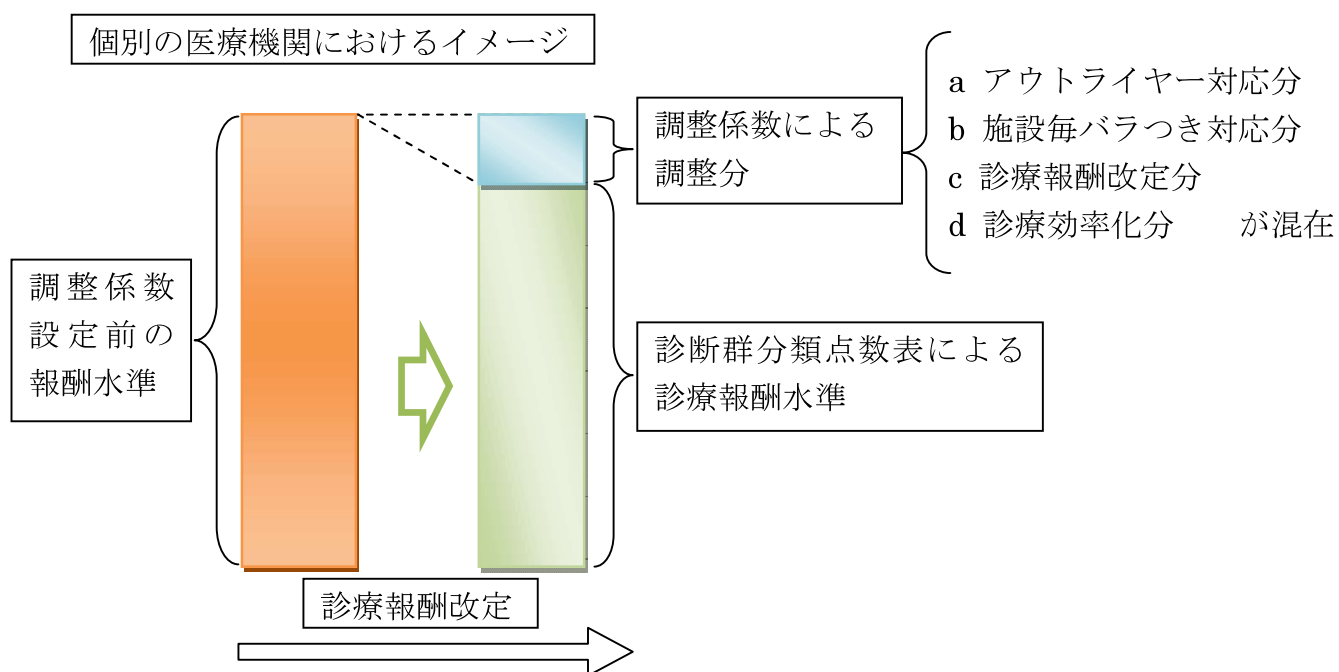


**c 診療報酬改定対応分**

診療報酬改定時に設定する DPC（診断群分類）毎の包括点数は、改定前の診療実績データ（包括範囲に対応する出来高点数）に基づく平均値であるため、改定率により補正する必要が生じる。

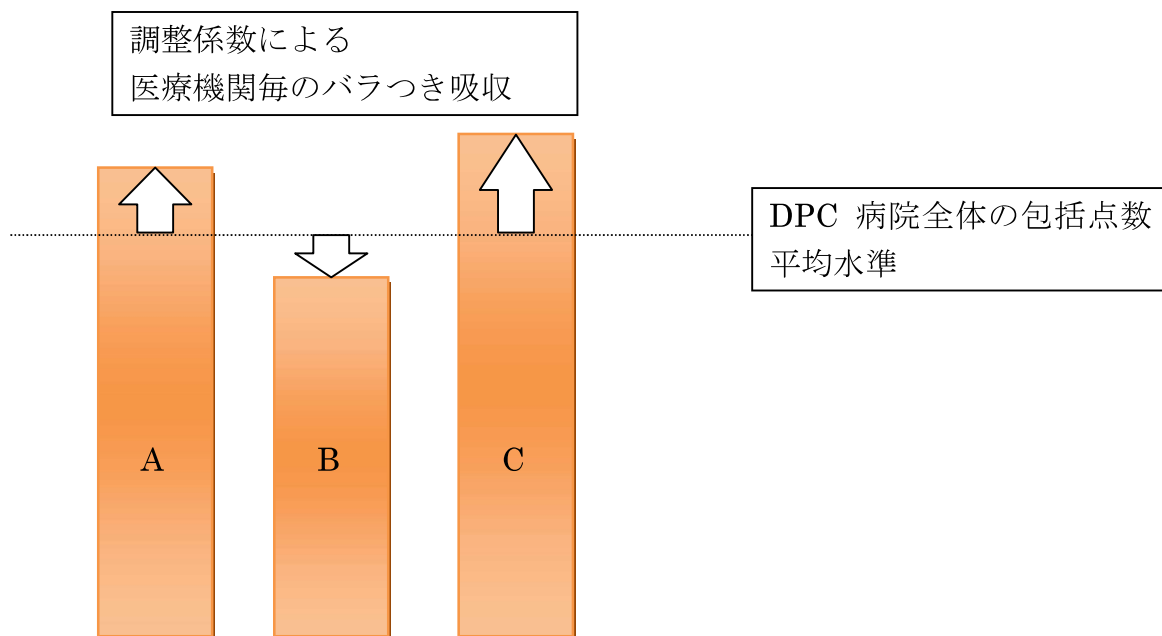
**d 診療効率化分**

包括評価への対応として、各医療機関で実施される診療内容の効率化が図られるため、DPC（診断群分類）毎の包括点数を設定した時点で想定していた診療内容との比較において、実際に使用された医薬品等について後発品等の廉価品への切り替えや検査・画像診断等の実施の効率化の程度に応じた乖離が生じる。



(イ) 調整分（調整係数による補正）の効用

- 各 DPC 病院で実際に実施される診療に対して得られる包括報酬の算定において、DPC 病院全体の包括点数平均水準（全体の平均値）との乖離（バラつき）を吸収することで、円滑な医療機関の運営が促進されている。（上記 a、b、c に対応）



- DPC 包括評価に参加する医療機関にとって、効率化分（上記 d に相当）も含めた DPC 包括評価による報酬が出来高算定報酬との比較で病院にとって有利になる余地があれば、当該医療機関にとって DPC/PDPS（包括評価）を選択するインセンティブとなっている。